

旧合併特例法
市町村の合併の特例に関する法律
(昭和40年法律第6号)
平成17年3月31日失効。

合併特例新法
市町村の合併の特例等に関する法律
(平成16年法律第59号)
旧合併特例法により進められた市町村合併をさらに推進するための法律で、有効期間は平成17年4月1日から平成22年3月31日までです。

旧合併特例法

市町村の合併の特例に関する法律
(昭和40年法律第6号)
平成17年3月31日失効。



合併に関する問合せ
合併推進室
☎ 62-1230
内線 260

今後は、皆野町と秩父市の協議により早期に法定合併協議会を設置し、合併特例新法の期限である、平成22年3月31日までの合併を目指します。

今後は、皆野町長と皆野町議会議長の連名で、秩父市長へ文書で、編入合併を前提として合併協議を進めよう申し入れをしました。

●7月25日

皆野町議会は、皆野町長の要請を受け、議員全員協議会を開き、編入合併を前提として合併協議を進めること、およびその旨を文書で秩父市長へ申し入れることについて協議しました。

●7月22日

皆野町長と秩父市長が協議し、合併特例新法の期限内の合併を目指し、効率的に合併協議を進めるため、編入合併を前提として進めることで合意しました。

●7月4日

皆野町長と秩父市長が協議し、合併特例新法の期限内の合併を目指し、効率的で迅速に合併協議を進めることで合意しました。

皆合 第 1 号
平成20年7月25日

皆總第 909 号
平成20年6月19日

秩父市長 栗原 稔 様

皆 野 町 長 石木戸 道也
皆野町議会議長 四方田 忠則

秩父市との合併協議における合併方式の申し入れについて

時下、貴職におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

去る6月19日に貴市に対しまして当町との合併の申し入れをいたしましたところ、趣旨をご理解の上、秩父はひとつとする考え方の基、前向きに検討する旨の意向をお示しいただき、感謝申し上げます。

当町といたしましては、合併特例新法の期限である平成22年3月31日に両市町の合併を達成したいと考えております。

つきましては、効率的でスピーディーな合併協議を進め、この期限内に合併を実現するために、両市町の合併協議は皆野町の秩父市への編入合併を前提として進めよう申し入れいたします。

秩父市長 栗原 稔 様

皆 野 町 長 石木戸 道也
皆野町議会議長 四方田 忠則

秩父市との合併に係る申し入れについて

時下、貴職におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より、秩父地域の広域行政の進展に多大なるご指導、ご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当町の市町村合併につきましては、平成16年2月執行の合併についての住民投票の結果は、秩父地域はひとつとする投票が圧倒的多数がありました。

また、平成18年4月執行の町長選挙において、秩父市との合併を公約として多くの有権者から指示をいただき、合併推進の環境づくりに努めてまいりました。

急速に進む少子高齢化と人口減少、地方分権の一層の推進など、今後の社会の変化に的確に対応できる望ましい自治体を実現する最良の方策は、秩父市との合併であります。

また、皆野町議会では、平成20年6月10日開会の第2回定例会におきまして、秩父市との合併推進を求める決議を可決し合併推進への強い意志を示しました。

このような状況を鑑み、当町といたしましては貴市と合併を目指した協議を希望するものであります。

つきましては、趣旨ご賢察賜りご検討いただきたくお願い申し上げます。